

港湾貨物運送事業の第11次労働災害防止計画

1 計画のねらい

労働災害防止を図るためには、事業者、労働者、国及び関係団体をはじめとする関係者が一体となり、その対策を総合的かつ計画的に実施する必要がある。

国が策定する第11次労働災害防止計画において、港湾貨物運送事業は労働災害の発生率の高い要対策業種に掲げられ、労働災害防止団体として、実態に則した目標を含む計画を策定するよう定められていることを踏まえ、港湾貨物運送事業における第11次労働災害防止計画を策定するものとする。

2 港湾貨物運送事業における労働災害を巡る動向

(1) 港湾貨物運送事業を取り巻く情勢の変化について

グローバル化の進展等に伴い、多くの製造工場や荷が中国、東南アジア等に移ってきており、我が国の港湾貨物運送事業は東アジアの各港との厳しい競争にさらされている。

このため、荷役運搬機械の大型化と作業のスピード化が進むとともに、常用労働者、日雇労働者、港湾労働法に基づく派遣労働者等就業構造が多様化する中で、他社の労働者等との混在作業となるなどのため、一旦災害が発生すると重篤な災害となるおそれが一層高くなってきている。

また、各産業現場で製造され、使用される様々な有害な化学物質等が港湾に荷として運ばれてきている。

加えて、団塊の世代の大量退職等により安全衛生のノウハウの伝承が懸念される中で、安全衛生の経験が比較的乏しい労働者が増加してきている。

(2) 労働災害の現状と課題

ア 労働災害の発生状況の概況

港湾貨物運送事業における労働災害は、長期的には減少してきており、約20年前の昭和63年（第7次労働災害防止計画の初年度）当時に比べると、労働災害による休業4日以上死傷者数は1,196人（協会会員事業場）から平成19年には198人と約6分の1に減少し、死亡者数は27人から8人に減少している。

ちなみに平成10年から平成14年までの第9次の計画期間中の労働災害による休業4日以上死傷者数は、1,642人であるのに対し、平成15年から19年までの第10次の計画期間中のそれは、1,109人であり、約30パーセントの減少となった（表1）。

このように、第10次の計画が目標として掲げる「労働災害発生件数を第9次の計画期間中のそれに比べ20パーセント以上減少させる」については、目標を上回ることができたが、もう一つの目標である「死亡・重篤災害の撲滅」については、年平均9人の死亡となっており、達成できなかった。

また、労働者千人当たりの年間労働災害の発生率（死傷年千人率）は、7.2（平

成17年：厚生労働省労災保険給付データ、労働者災害補償保険事業年報）であり、製造業の3.3、建設業の5.8と比べてかなり高くなっている（表2）。

イ 休業4日以上労働災害の発生状況について

休業4日以上労働災害の発生状況を平成15年から平成19年までの5年間についてみると、次のとおりである。

（ア）事業場規模別

労働災害の発生状況を事業場の規模別に50人未満、50～99人、100～299人、300人以上の4区分で見ると、50人未満が36.8%と最も多い（表3）。

（イ）年齢階層別

年齢階層別の労働災害の発生状況をみると、50～59歳までの高年齢階層の労働災害が最も多く、32.5パーセントを占める（表4）。

（ウ）雇用形態別

雇用者に占める日雇労働者の割合は、近年、3.2～3.5パーセントであるものの、雇用形態別の労働災害の発生状況をみると、日雇労働者の労働災害は14.2パーセントを占める（表5）。

（エ）事故の型別

労働災害を事故の型別にみると、「墜落・転落」と「はさまれ・巻き込まれ」災害とで半数を超え、次いで、「飛来・落下」、「転倒」災害等が多くを占める（表6）。

（オ）機械別

関連機械別の発生状況についてみると、揚貨装置、移動式クレーン、ガントリークレーン等クレーン関係やフォークリフトに関連する労働災害が多い（表7）。

（カ）荷姿別

取り扱う荷の量は、荷姿別では、コンテナが近年約30パーセント余と最も多いこともあり、コンテナが関連する労働災害は増加傾向にある（表8）。

ウ 死亡災害について

（ア）死亡災害の発生状況について

平成19年における死亡災害の発生数は8件で、過去5年間（平成15年～19年）は8件から11件までの発生で計45件（年平均9件）（会員事業場・協会調べ。以下同じ。）となっている。

（イ）死亡災害で多いフォークリフト災害等

過去5年間の死亡災害45件のうち、フォークリフト、クレーン、揚貨装置等荷役運搬機械にかかわるものは31件あるが、フォークリフトの運転に関連する災害は12件で最も多い。その原因については、安全確認が十分でないことによるとみられる接触、巻き込まれ災害が7件、作業方法が適切でないことによると考えられる荷の落下災害が4件となっている。

次に多いのは、ガントリークレーン等クレーンにかかわる災害の10件である。安全な場所に退避をさせていないもの、退避の確認をしていないもの、玉掛け

方法等作業方法に問題があると考えられるもの等である。

揚貨装置にかかわる災害は、6件であり、これらは、退避、安全確認又は玉掛け方法に問題があると考えられるもの、十分な点検・補修がなされずに使用したワイヤー・スリング等が切断したものである。

その他に、トレーラーや重機による挟まれ災害が4件発生している。

(ウ) 墜落・転落による死亡災害も多く発生

「墜落・転落」災害は6件であり、墜落防止措置、安全確認が徹底されていないとみられるものが4件となっている。

「おぼれ」災害が5件で、このうち、はしけでの救命胴衣の未着用又は不携帯とみられるものが4件である。

(3) 労働者の健康を巡る状況等

ア 労働者の健康状況等

労働者の健康状況は、定期健康診断によると、高脂血症、高血圧等の所見を有する労働者が増加してきており、港湾貨物運送事業では受診者の53.1パーセントを占めている(表11)。これらの基礎疾患を有する労働者に、業務による過重負荷が加わると、脳・心臓疾患を発症するおそれがある。

また、職業生活等において強い不安、ストレス等を感じる労働者は全産業において約60パーセントに上り、また、業務による心理的負荷を原因とする精神障害等の発生の防止に配慮する必要があり、労働者の健康を確保するためには、労働者の心身両面にわたる健康の管理、事業場における産業保健活動の一層の活性化が求められる。

イ 職業性疾病の発生状況

港湾貨物運送事業における職業性疾病は、近年、年間30件(推計)程度発生している。そのうち、腰痛が、職業性疾病全体の約7割と推計され、高年齢労働者の増加等により今後一層その増加が懸念される。

また、通気の悪い船倉等における酸素欠乏症の発生は依然として危惧される。

ウ 化学物質等による健康障害の発生状況

産業現場では様々な有害な化学物質が製造され、使用されており、これらの化学物質による中毒等や換気の不十分な船倉等での内燃機関の稼働による一酸化炭素中毒にも注意が必要である。

また、原則として使用禁止になった石綿も、含有する建材の解体作業等の増加が予想されることから、解体された廃棄物の運送荷役に従事する労働者の石綿による健康障害の防止に留意する必要がある。

(4) 労働災害の発生状況等からみた問題点と課題

ア 事前の調査等と安全確認等の不徹底

過去5年間の死亡災害の要因についてみると、作業を急ぐなどの事情から事前に安全な作業の実施のための調査、検討及び作業計画の策定が十分なされないまま作業を開始したこと、荷役運搬機械の運転に際し、その周囲の安全を十分に確認していないことやクレーン等の点検が不徹底であることに起因するとみられる

災害等が多くなっている。

イ 元請等による安全に配慮した作業条件の設定、指導等

港湾貨物運送事業においては、通常、船会社等から受注した元請が作業会社等に請け負わせて荷役作業を進めており、受注条件の制約から、作業時間の設定や、作業方法、設備機器等の安全面からの改善等については作業会社のみでは限界がある。労働災害の防止のためには、船舶の荷の積卸し作業の総監督である元請及びフォアマン等による作業の安全に配慮した、作業時間の設定、作業計画の策定、指導、協力等と船主、港湾管理者との連携及び調整が求められる。

ウ 同種災害防止のための原因の究明、情報の共有化

同種災害の防止やリスクアセスメントの実施のためには、原因の究明と災害情報の共有が極めて重要であることから、特に死亡災害について、原因の究明や報告の徹底を図る必要がある。

エ 混在作業の安全対策

常用労働者、日雇労働者、港湾労働法に基づく派遣労働者、他社の労働者等が混在する現場等が多くなってきており、これを踏まえた安全管理が必要である。

オ 健康確保対策への積極的な取組の必要性

港湾貨物運送事業においては、これまで安全対策に比べ、健康確保対策については、必ずしも積極的に取り組んできたとは言えない面もある。有所見率が高くなってきている中で、今後、高齢化が進展し、各産業で多様な化学物質が使用されること等を踏まえて、心身両面にわたる健康確保対策により一層取り組む必要がある。

3 安全衛生対策に係る基本的な考え方

本計画における安全衛生対策に係る基本的な考え方として、労働災害を減少させるために、リスクを低減させる対策の実施及び重篤な労働災害の防止という二つの観点から取り組み、目標を設定し、計画的な実施等をよりの確に推進することとする。

(1) リスクの低減対策の実施

労働災害を一層減少させるためには、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置（以下「リスクの低減対策」という。）の実施を定着させることが必要であり、そのための取組を促進する。

(2) 重篤な労働災害を防止するための機械設備等に係る対策の充実

死亡災害等の重篤な労働災害の防止を図るため、これらの労働災害が多く発生している機械設備、作業方法等について、効果的な対策及びその推進に関する検討を行い、必要な対策の充実を図る。

(3) 目標の設定、評価等による対策の的確な推進

対策の推進に当たっては、計画的な実施、評価等が必要であることから、本計画については、目標の設定、評価等を行うことによりの確な推進を図る。

4 計画の期間

本計画は、平成20年度を初年度とし平成24年度を目標年度とする5ヶ年計画とする。
ただし、計画期間中に労働災害防止に関し、特別の事情が生じた場合は、必要に応じ見直しを行うものとする。

5 計画の目標

(1) 目標

労働災害の防止並びに労働者の健康の確保及び快適職場の形成促進を図り、安全衛生水準の向上を期すとともに、最終年度である平成24年度において、第10次労働災害防止計画の最終年度である平成19年度と比較し、労働災害による休業4日以上の死傷者数の減少率及び死亡災害等に係る次の目標を設定するとともに、平成24年度までの間、これらの目標に向け逐年での減少等を図る。

ア 労働災害による休業4日以上の死傷者数を15パーセント以上減少させること（毎年、前年度に比し3.2パーセント以上減少させること。）。

イ 死亡・重篤災害の撲滅を目指すこと。

ウ 定期健康診断の有所見率について、労働者の健康確保対策の推進により増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること。

エ メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合を50パーセント以上にする
こと。

(2) 重点対策及び実施事項

本計画において特に重点とすべき対策及び実施事項について、次のように定める。

ア リスクの低減対策の実施率の向上及び労働安全衛生マネジメントシステムの導入の促進

イ 死亡・重篤災害の原因の究明及び情報の共有化による同種災害の防止

ウ フォークリフト等荷役運搬機械に関する安全対策の徹底

エ 墜落、転落災害の防止対策

オ 健康診断及びその事後措置の実施

カ メンタルヘルスに関する理解と対策の促進

キ 元請等の安全に配慮した作業条件の設定、指導等

ク 混在作業における安全の確保のため作業責任者（職長）による簡易式リスク点検表等を用いるリスクの低減対策及び全員による確認唱和の実施

6 労働災害防止対策

(1) 自主的な安全衛生活動の促進

ア リスクの低減対策の促進

(ア) 手引書の普及、担当者の養成等によるリスクの低減対策の実施の促進

リスクアセスメントの手引書等の普及、研修の実施、担当者の養成等により、リスクの低減対策の実施率を向上させる。

50人以上の労働者を使用する事業場については、本計画期間中にリスクの低

減対策の実施状況を把握し、必要な対策を検討の上その向上を目指す。

(イ) 実施事例、労働災害事例等の情報の提供

リスクの低減対策が効果的に実施されるように、危険性又は有害性等の調査等の実施事例、労働災害事例等の情報の収集、提供等を促進する。

イ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入の促進

リスクの低減対策の実施とともに、港湾貨物運送事業における労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインの周知、労働安全衛生マネジメントシステム導入手引書の普及等により労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進を図る。

ウ 安全衛生が優先される環境の整備の促進

(ア) 安全文化の浸透

港湾貨物運送事業において、労働者の安全と健康を最優先させる「安全文化」が浸透するように努める。

(イ) 全国港湾労働災害防止大会等による安全衛生気運の醸成等

全国港湾労働災害防止大会、経営トップ・セミナー、安全衛生セミナー、港湾労働安全強調期間、港湾労働衛生強調月間及び年末年始港湾無災害強調期間の実施に当たって、会員事業場のトップ、職長、フォアマン、安全・衛生管理者、安全衛生担当者等に広く参加を呼びかけ安全衛生気運の醸成及び安全衛生知識の普及を図る。

エ 死亡災害の原因究明及び同種災害防止のための災害情報の共有化の推進等

死亡・重篤災害について、同種災害を防止するため、速やかな原因の究明、状況の把握に努める。

このため必要に応じて本部において委員会により原因の究明、対策の検討等を行い、安全管理士(員)による労働安全衛生マネジメントシステムを踏まえた再発防止対策に係る指導等を実施する。

また、労働災害等の情報を積極的に収集し、労働災害事例、化学物質の危険性、有害性等の情報を機関誌、ホームページ等で広く提供し、情報を共有できるようにすることにより同種災害の防止対策の充実に資するとともに、労働災害防止の重要性について認識を高めて積極的な労働災害防止の取組を促進する。

オ 安全管理士(員)による相談等

安全管理士(員)により個別の事業場に対して積極的に安全衛生相談及び指導を行う。

(2) 安全衛生管理対策の強化

ア 安全衛生管理の充実と効果的な安全衛生教育の推進等

(ア) 安全衛生管理者等の職務の履行と能力の向上

① フォアマン等(港湾荷役の総監督)の安全衛生管理と能力の向上

港湾荷役の総監督であるフォアマン等が、安全な作業時間や作業方法、配置等に留意し、その指揮、指導を行うとともに、設備の改善等について、船主に要請するなどフォアマン等による適切な安全管理の推進を図る。

このため、各種セミナーに参加を求め、安全衛生情報を提供して、安全衛

生管理能力の向上に努める。

② 職長（作業責任者）の職務履行と能力の向上

現場の監督者・作業責任者である職長は、当日の作業について、簡易式リスク点検表等によるリスクの低減対策として危険性又は有害性の洗出しを行い、直ちに改善できる事項は、フォアマン等を通じて改善し、当日の危険ポイントを作業員全員で確認唱和し、安全作業の実施に努める。

改善に時間を要する事項については、簡易式リスク点検表等を管理者に提出の上報告し、組織的な引継ぎを行うことにより後日のリスクアセスメントに活かす。

職長研修について、本部で参考となるテキストを整備し、能力向上教育等の実施を進める。

③ 安全管理者、安全衛生推進者等の活動の活性化と能力の向上

安全管理者、安全衛生推進者等については、自主的な点検等により活動の活性化を図るとともに能力向上教育によりレベルアップを図る。

安全衛生推進者研修について、教育用テキストを整備する。

(イ) 雇入れ時等の安全衛生教育の徹底，KYTの促進等

経験年数が比較的短い労働者が被災する労働災害が多いこと等を踏まえて、雇入れ時や作業内容変更時等の安全衛生教育の徹底を図るとともに、危険感受性を向上させるKYTの促進及び能力向上教育の受講促進を図る。

(ウ) 指差呼称を組み込んだ危険予知訓練（KYT）等の定着等

指差呼称を組み込んだ危険予知訓練（KYT）の積極的な実施及び定着に努める。このため、トレーナー及びリーダーの養成に努め、教材、ビデオ等の整備を促進する。

(エ) 船内荷役作業主任者等の養成と担当講師の養成

船内荷役作業主任者、沿岸荷役主任者、ストラドルキャリアー運転者等の資格者を計画的に養成し、また、これらの養成講習の担当講師の養成に努める。

(オ) 安全衛生のノウハウの伝承

港湾貨物運送事業における安全衛生のノウハウの伝承のための研究会の検討の結果を踏まえて、効果的な伝承のための対策を進める。

イ 安全衛生委員会等の活性化等

(ア) リスクの低減対策等の調査審議の促進等

安全衛生委員会等において、リスクの低減対策に関すること、安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善等に関すること等の調査審議を促進するとともに、委員会の活性化を図るための対策を進める。

(イ) 安全衛生パトロールの積極的な展開

総支部、支部による安全衛生パトロールを積極的に展開する。また、効果的な安全衛生パトロールの実施のため点検表等の作成等を行う。

(ウ) 事業場における労働災害の記録の作成と活用

ヒヤリ・ハットや労働災害の記録化を図り、再発防止対策での積極的活用を

促進する。

ウ 元請等による安全衛生面での配慮

リスクの低減対策を進めていくためには、港湾荷役作業における統括的立場にある元請等による、安全について配慮した作業計画の策定や作業方法の選定、作業時間の設定、そのための指導等及び船主、港湾管理者等の協力等が必要なことから、必要に応じて、元請、船主、港湾管理者等に要請を行う。

(3) 特定災害対策

ア 荷役運搬機械等の対策の促進

フォークリフト、揚貨装置、クレーン等の荷役運搬機械については、効果的な労働災害防止対策を検討するとともに、作業範囲内への労働者の立入禁止、退避等の安全確認、点検・整備の励行を図る。

イ 墜落、転落災害の防止対策

労働災害が多い船内荷役作業に係る墜落、転落災害の防止対策については、手すり、柵等の設置、はしご、安全帯の使用等の対策の徹底を図る。

ウ コンテナ荷役作業の労働災害防止対策

コンテナ荷役作業については、委員会等による検討を踏まえ、コンテナの安全作業手順書を作成し、普及を図る。

エ 検数員・検定員の労働災害防止対策

検数員等の巻き込まれ災害防止のため連絡調整、蛍光ジャケットの着用、安全確認等の徹底を図る。

オ はしけからの転落・溺死防止対策

はしけにおいては作業中の常時救命胴衣着用、曳航中の安全な場所での待機、縄梯子等の使用を促進する。

カ 爆発・火災災害防止対策

炭じん、穀物粉等粉じんの浮遊対策、引火源の管理、爆発性の物・引火性の物の適正な管理、危険性又は有害性等の調査の実施等の普及の促進を図る。

(4) 職業性疾病の予防対策

ア 腰痛予防対策

職場における腰痛予防対策指針を周知し、作業方法等の改善、健康診断と事後措置の実施、腰痛予防体操の普及等予防対策の徹底に努める。

イ 酸素欠乏症等防止対策

酸素欠乏危険場所に係る認識の向上、酸素濃度の測定、作業主任者の選任、換気の実施、保護具の整備等に努める。

ウ 化学物質による労働災害の防止対策

化学物質におけるリスクの低減対策については、危険物又は有害物事前連絡表の交付の徹底、中毒等の予防措置の実施、保護具の整備等に努める。

また、特定化学物質、有機溶剤、一酸化炭素等化学物質による健康障害を予防するため、作業主任者の選任とその職務の励行、健康診断の実施、保護具の整備等必要な措置の徹底に努める。

エ 石綿障害予防対策

石綿障害の予防については、健康診断の実施、保護具の整備等の徹底に努めるとともに、石綿を含有する解体建材の運送に係るばく露防止対策の徹底を図る。

オ 熱中症及びその他の職業性疾病の予防対策

熱中症予防対策として、日除けや通風、休憩時間の確保、症状及び予防対策に係る教育の実施等によりその予防に努める。

その他の職業性疾病の予防対策については、作業の改善、労働衛生教育の実施、健康診断の実施等によりその予防に努める。

(5) メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策

ア メンタルヘルス対策

メンタルヘルス・自殺予防対策については、労働者の心の健康の保持増進のための指針の周知を図り、早期の気づきを促すための教育、研修等の実施、相談体制の整備、事業場外機関との連携、職場復帰等の必要な対策が推進されるように努める。

イ 過重労働による健康障害防止対策

恒常的な長時間労働の抑制及び長時間労働を行った者に対する医師による面接指導の徹底等を図る。

(6) 産業保健活動、健康づくり及び快適職場づくり対策

ア 産業保健活動の活性化

産業医、衛生管理者等の選任、職務の励行等の徹底に努めるとともに、産業保健活動の充実を図る。

イ 健康づくり対策

労働者の健康の保持増進のため健康診断と事後措置、健康教育等の計画的な推進を図る。

ウ 快適職場づくり対策

高齢者等に配慮した職場の快適化の推進と受動喫煙対策の推進を図る。

(7) 効率的・効果的な対策の推進について

ア 安全衛生調査の実施等による実態の把握及び研究

港湾貨物運送事業における安全衛生の現状及び目標達成に向けての進捗状況を把握するために、労働災害防止や職業性疾病予防に関する調査研究、分析、情報の収集等を行い、これによって安全衛生対策の充実・強化を図る。

イ 各対策の効果の分析及びそれを踏まえた対策の見直し

本計画に基づく対策の進捗状況、成果、目標がどの程度達成されているか等について、評価と確認を行い、その手法等の適宜の見直しを行いつつ対策を進める。